

令和 6 年度加美町農業委員会
第 1 0 回定例総会議事録

令和 7 年 1 月 2 7 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第10回定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年1月27日（月）午後3時00分～午後3時39分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員6名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		長 沼 一 弥
〃		尾 形 明
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（1名）

農 業 委 員	12番	星 榮 喜
---------	-----	-------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第20号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第22号	農地の利用変更届について
日程第7	議案第24号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第8	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第27号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大
農林課副参事兼農業振興係長	西 塚 新 也

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第 10 回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後 3 時 00 分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和 6 年度 加美町農業委員会 第 10 回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員 15 名、農地利用最適化推進委員 6 名です。12 番 星榮喜委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8 番 青木拓也委員、9 番 尾形徳夫委員にお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第 3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第20号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第20号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（畠山明大係長） 報告第20号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和7年1月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 字大門の畑

現況 宅地

面積 238㎡

昭和44年から住宅として利用されており、3町合併時点で農地台帳に記載がなく、固定資産税も既に宅地として課税されている。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第5 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（鎌田裕充次長） 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。

令和7年1月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は5件でございます。

報告書番号 1

所在地 宮崎字坂下三番の田

面積 3, 6 3 3 m²

基盤強化促進法

報告書番号 2

所在地 字保室の田 外 5 筆

面積 合計 1 3, 6 7 3 m²

農地法第 3 条

報告書番号 3

所在地 宮崎字旭の田 6 筆

面積 合計 8, 4 4 9 m²

基盤強化促進法

報告書番号 4

所在地 宮崎字永志田二番の田

面積 3, 0 3 7 m²

基盤強化促進法

報告書番号 5

所在地 字中嶋南原畑の田 2 筆

面積 合計 3 5 8 m²

農地法第 3 条

〔 以上 5 件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 2 1 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 2 2 号 農地の利用変更届について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 2 2 号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。

- *事務局（畠山明大係長） 報告第22号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。
令和7年1月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

所在地 四日市場字東原の田
面積 243㎡
盛土のうえ、畑地として利用

[以上1件の利用変更届について説明]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

日程第7 議案第24号 加美農業振興地域整備計画の変更について

- *議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第24号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より議案の説明をさせます。
- *事務局（畠山明大係長） 議案第24号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2の規定により意見を求められたので審議されたい。
令和7年1月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
- *議長（板垣文一会長） 変更内容につきましては、農林課担当職員から詳細説明をしていただきます。
- *農林課（西塚新也副参事） 農林課農業振興係の西塚と申します。宜しく願いいたします。農業振興地域整備計画につきまして、内容は除外の変更案件でございます。

申請地 字鶴羽美の畑
計画面積 2,869㎡
土地利用状況 田
用途区分 農地
変更理由 駐車場整備に係る除外

〔 以上 1 件の整備計画について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

—「はい」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） はい、5 番 今野委員。

＊5 番（今野修委員） 場所としては現在会社があるところの東側でしょうか。

＊議長（板垣文一会長） では農林課。

＊農林課（西塚新也副参事） 現在の会社に隣接した東側の農地でございます。

＊5 番（今野修委員） すぐ東隣ですね。わかりました。それから生産状況が 1 a あた
り 5 0 k g ということは、一反歩 5 0 0 k g ということですよ。

＊議長（板垣文一会長） そのようになります。他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第 2 4 号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行
います。
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号 加美農業振興
地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに
決定いたしました。
ここで農林課職員には退席いただきます。

〈農林課職員退室 午後 3 時 1 5 分〉

日程第8 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年1月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

申請地 字大谷地の田 2筆

面積 合計9,148㎡

耕作者へ賃貸借するもの

申請番号2

申請地 字中原南の田 2筆

面積 合計3,456㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号3

申請地 字中嶋南原畑の畑 2筆

面積 合計358㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号4

申請地 菜切谷字青木原の畑 外7筆

面積 合計20,243㎡

耕作者へ売買するもの

〔 以上4件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について9番 尾形徳夫委員お願いします。

＊9番（尾形徳夫委員） 申請番号1番につきまして、令和7年1月21日に聴き取り調査を行いました。譲渡人、譲受人のお二人は親戚の関係でございます。譲渡人は高齢のため経営の規模縮小を考えており、集落営農にも加入しておりましたが、今回は経営規模を拡大している譲受人に依頼したいとの意向でございました。譲受人である事業者は、内装業と農業をご家族で分業し、農業は主に次男の方が行ってお

ります。双方に聴き取り調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号４番について４番 佐藤とも委員をお願いします。

＊４番（佐藤とも委員） 譲渡人には、電話にて聴き取り調査を行いました。高齢のため農家を辞めたいということで、今回友人である譲受人へ農地を譲ることとなりました。現地を確認したところ綺麗に手入れされており、調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第２５号 農地法第３条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第９ 議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第９、議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（畠山明大係長） 議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第５条第１項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和７年１月２７日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第５条の許可申請は１件でございます。

申請番号 1

申請地 字南小路一番の田

面積 1,186.74㎡

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和7年2月28日完成予定

申請地は加美町小野田支所の西約1.3kmに位置し、南小路集落内に介在している農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。太陽光発電事業用地として、加美町内で数ヵ所剪定候補地を調査しましたが、平坦で陽当たりが良いこと、用地費や幹線道路に近く、設置工事が容易なこと等を考慮し当該地を選定したもので、申請地周辺において他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

〔 以上1件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、15番 小山京子委員お願いします。

*15番（小山京子委員） 令和7年1月15日、坂上委員、佐藤健喜委員、佐藤局長、畠山係長、私の5名で現地調査を行ってまいりました。申請地は、周辺の農地から分断された生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。コンクリート杭を設置し、置き型の太陽光発電装置を設置します。盛土は行わないため土砂の流出はなく、雨水は新設水路へ放流。年2回の草刈りと除草剤散布を行うとのことで、周辺農地に係る営農条件へ支障はございません。また文化財の関係で、工事の際に教育委員会の立会があるそうです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 昨年宮崎地区に太陽光が設置された件で、地権者以外の近隣住民へ、説明や看板での周知があまりされていなかったと聞きました。今回、住民への説明会等は終了しているとありますが、事実確認はできているのかお伺いします。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

＊事務局（畠山明大係長） 農地転用の許可としましては、周辺住民の同意は必ずしも必要ではないとされております。ただこちらも業者には確認を取っておりまして、再エネ関係の条例で、地球温暖化対策室で行っている指導を受けていると伺っております。

＊議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第２６号 農地法第５条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第１０ 議案第２７号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第１０、議案第２７号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第２７号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和７年１月２７日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買５件、賃貸借７件でございます。

申請番号１

申請地	四日市場字柵木江の田
面積	６,０４６㎡
権利移動の種別	売買

申請番号２

申請地	字赤塚の田 外１０筆
面積	合計２２,２１３㎡
権利移動の種別	賃貸借

申請番号 3

申請地 字小瀬裏東の田

面積 1, 7 4 0 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 4

申請地 城生字城生裏三番の田 8 筆

面積 合計 3, 4 6 5 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 5

申請地 上狼塚字嶋畑の田

面積 1, 1 8 1 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 6

申請地 下新田字荒要害の田

面積 4, 7 9 9 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 7

申請地 字赤塚の田 外 7 筆

面積 合計 6, 0 2 3 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 8

申請地 上狼塚字永代地の田 5 筆

面積 合計 5, 3 3 7 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 9

申請地 字大宮の田 外 4 筆

面積 合計 1 2, 6 3 0 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 0

申請地 字保室の田 外 5 筆

面積 合計 1 3, 6 7 3 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 1

申請地 宮崎字永志田二番の田 3 筆

面積 合計 7, 2 9 1 m²

権利移動の種別 賃貸借

申請番号 1 2

申請地 谷地森字佐野前の田 外 8 8 筆

面積 合計 3 5, 3 1 0. 4 4 m²

権利移動の種別 賃貸借

〔 以上 1 2 件の集積計画について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 2 7 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参与できない委員は、申請番号 1 番について 1 4 番 佐藤健喜委員、申請番号 2 番について 2 番 杉村昭宏委員、申請番号 3 番について 9 番 尾形徳夫委員です。

1 4 番 佐藤健喜委員は、申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後 3 時 3 3 分〉

＊議長（板垣文一会長） これより申請番号 1 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号 1 番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号 1 番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、1 4 番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後 3 時 3 4 分〉

＊議長（板垣文一会長） 続いて申請番号 2 番について審議を行います。

2 番 杉村昭宏委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後 3 時 3 4 分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、2番 杉村昭宏委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後3時35分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号3番について審議を行います。
9番 尾形徳夫委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後3時35分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号3番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号3番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、9番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後3時36分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号4番から12番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

*2番（杉村昭宏委員） 申請番号12番について、貸借の筆数がかなり多いですが、現状は1筆1筆畦畔があるものなのか、それとも取り払って大きい区画になっているのか情報があればお願いします。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（鎌田裕充次長） この地区は宮崎の圃場整備区域外となっており、昔からの圃場の集まりでございます。現況につきましては、ある程度自整備されているようです。ただ、筆数が多いため全て確認はしておりませんが、1筆ごとの圃場で残っているところもあるようです。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号4番から12番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和6年度加美町農業委員会 第10回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後3時39分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年1月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 青 木 拓 也

署名委員 尾 形 徳 夫